

熱中症対策

職場における熱中症対策の強化について
(令和7年6月1日改正労働安全衛生規則施行)



エムシーパートナーズ株式会社
MC Partners

＊ 職場における熱中症対策の強化について ＊ (令和7年6月1日改正労働安全衛生規則施行)

2025年6月1日より、**企業は労働者の熱中症対策を義務**として講じることが、厚生労働省の労働安全衛生規則の改正により定められました。

事業者は、**熱中症の重症化を防ぐため**に、**報告体制**や**対応手順を整備**し、**労働者に周知する**必要があります。

罰則も設けられており、対策を怠った場合は、6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、法人に対しては50万円以下の罰金が科される可能性があります。

対象の作業：**暑さ指数（WBGT）が28度以上、または気温31度以上で、連続1時間以上、または1日4時間以上の作業**

派遣社員の皆さんは派遣先の対策方法に従っていただくことになります！

知らない人は
いませんか？



職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

あなたの身体作業強度が
どれに当てはまるのか
確認してみよう！



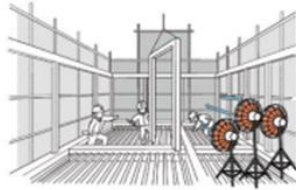
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットより

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体状況の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



このような対策が
派遣先職場でされているか確認してみよう！

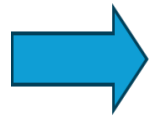


厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットより

熱中症の初期症状から対応までの手順

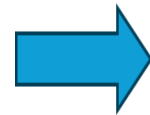
熱中症が起こったときにどうすればよい？
死亡させない、重篤化させないための手順を知っておこう！

見つける



* 作業者の様子がおかしい
熱中症かもしれない！

判断する



* 緊急連絡
派遣先部署の連絡体制に従い連絡
(職制への連絡、「119」番通報、
産業医への連絡など、再確認しておこう)

対処する



* 救急車が到着するまで体を急速冷却
脇、首元を冷やしたり、水分・塩分を補給
重篤化させないための行動をする。
緊急連絡より前に対処してもよい。

対応手順を確認して
おきましょう！



熱中症についての関係者への周知例

下記は、周知方法の（例）です。

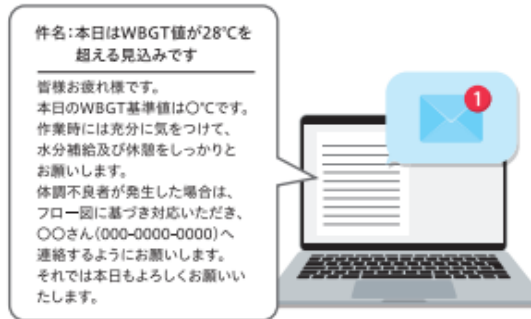
例1) 関係者に対し、朝礼やミーティングで
熱中症担当者や発生時の対応について説明または再確認する



例2) 熱中症発生時のフローチャートなどを作成、
事業場・会議室や休憩所などのわかりやすい場所へ掲示する



例3) 暑さが予想される日などに、
社内メール等で通知を行う



各派遣先職場の
周知方法に従い
ましょう💖



熱中症ガイド

厚生労働省の「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」から
熱中症について詳しい情報を見ることができます。ぜひご活用ください。

[働く人の今すぐ使える熱中症ガイド](#)

熱中症対策と対処について理解し、
大切な命を守りましょう！

